

千葉市パラスポーツ振興補助金 募集要項

< 目次 >

1 概要	2ページ
(1) 補助対象となる団体（補助対象団体）	2ページ
(2) 補助対象となる事業（補助事業）	3ページ
(3) 補助対象経費	4ページ
(4) 補助金の額	5ページ
(5) 補助事業数	5ページ
(6) 申請書提出から補助金交付までの流れ	6ページ
2 帳票類等の保管	20ページ
3 Q&A	20ページ

障害者のスポーツ活動参加を促進する、市民の皆さんの主体的な活動を支援します！
お気軽にご相談ください。

[お問い合わせ]

千葉市役所 スポーツ振興課

〒260-0026 千葉市中央区千葉港1番1号

電話：043-245-5622

メール：sports.CIL@city.chiba.lg.jp

1 概要

障害者のスポーツ活動参加を促進し、生きがいや生活の質の向上、健康づくりの機会等を創出するため、市民団体等が行うパラスポーツ振興事業に要する経費の一部を助成します。

“パラスポーツ”の呼称について

千葉市では、パラリンピック競技だけでなく、広く障害者スポーツを指す言葉として「パラスポーツ」を使用しています。

なお、この補助金の対象となるスポーツには、障害者向けの競技だけでなく、広く行われているスポーツ（陸上、サッカー、野球など）に障害者が取り組む活動や、ウォーキングや軽運動などのレクリエーション的な活動も含まれます。

(1) 補助対象となる団体（補助対象団体）

スポーツ団体、パラスポーツ団体、スポーツ振興会、障害者支援施設（社会福祉法人など）、障害者団体等の福祉団体、町内自治会、NPO 法人、スポーツ施設（体育館、コミュニティセンターなど）、民間企業（スポーツクラブなど）、大学（学生によるサークルや実行委員会）などです。

※より多くの障害者の参加の機会を増やすため、同一法人であっても、施設ごとに申請することができます（施設長など施設ごとの責任者の名義で申請可能です）。

※千葉市外を拠点とする団体も申請できますが、補助対象事業は千葉市内で行う必要があります。

次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

- ① 会則・規約・定款等を有すること。
- ② 事業を実施するにあたり、明確な会計経理がなされること。
- ③ 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体
 - イ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反する政治活動を行う団体
 - ウ 特定の宗教を支持し、もしくは教派、教団その他の宗教団体を支援し、又はこれに反する宗教活動を行う団体
 - エ 暴力団（千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - オ 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）
 - カ 団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある団体
 - キ 公序良俗に反する団体

(2) 補助対象となる事業（補助事業）

2つのメニューがあります。

1団体あたり、同一年度内に、①パラスポーツ教室開催事業、②パラスポーツイベント開催事業、各1回まで申請できます。また、それぞれについて通算して最大3回まで申請を行うことが出来ます。

① パラスポーツ教室開催事業

パラスポーツの入門、上達、スポーツ活動の習慣化等を目的として、継続的に開催する事業で、年4回以上実施する必要があります。

【対象となる活動】

ア 1回あたり、障害者5人以上の参加があるもの。

または、

イ 年間で障害者20人以上の参加があるもの。

（ただし、各回の障害者の参加者は最低3人以上としてください。）

※障害者は手帳や受給者証をお持ちの方。（以下「障害者」という。）

※障害のない人が一緒に参加することも可能です。

② パラスポーツイベント開催事業

パラアスリートとの交流や競技体験会など、競技を広め、パラスポーツに興味を持つきっかけとなることを目的として、年1回以上実施するもの。

【対象となる活動】

1回あたり、障害者10人以上の参加があるもの。

※障害のない人が一緒に参加することも可能です。

いずれも、次に掲げる要件を全て満たすものでなければなりません。

ア 広く市民等への波及効果がある等一定の公益性がある事業であること。

イ 障害者が参加し、体を動かす内容を含む事業であること。

ウ 千葉市内で開催するものであること。

エ 補助対象団体自らが主催し、かつ、経費を負担するものであること。

オ 交付決定以降に開始する事業であること。

カ 事業計画や資金計画が目的を達成するために適切であり、かつ、十分な効果が期待できるものであること。

- 障害者の参加は必須です。参加を呼びかける方法を、事業計画書に記載してください。
- 事業（経費のかかる準備も含む）の開始前に補助金の申請を行い、補助金額を確定させておく必要があります。

次のいずれかに該当する事業は、補助事業となりません。

- ア 営利を目的とする事業又はそれに類する事業
- イ 国、地方公共団体等からの委託や補助等を受けている事業（指定管理者が自主事業として指定管理料を充てずに行う事業又は障害者支援施設等が運営に係る補助金等を充てずに行う事業を除く。）
- ウ 政治・宗教活動を目的としている事業
- エ 寄付や募金を目的として行われるチャリティ等の慈善事業
- オ 販売、出版、収集、資料作成、研究等を主な目的とする事業
- カ 事業の参加者が、事業に関わる団体（主催者・共催者等）の構成員や会員のみである等、限られた範囲を対象とする事業
※主催する団体の会員でない障害者（新規の方）が参加することを必須とします。
※障害者支援施設で行う事業等、外出や移動に困難を伴う障害者を対象とする場合等は会員のみの活動も可能です。
- キ 事業に関わる団体（主催者・共催者等）への入会を参加の条件とした事業
- ク 公序良俗に反する事業
- ケ その他市長が適当でないとするもの

（３）補助対象経費

補助対象経費は、以下の表のとおりです。

※団体運営の経費は対象外です。

※備品購入費は「①パラスポーツ教室開催事業」のみ、申請可能です。

報償費	講師への謝礼等 ※補助対象団体の構成員や会員に対するものを除く。単価 3 万円を上限とする。
旅費	ボランティアの交通費等
消耗品費	事務用品、ラインテープ等
印刷製本費	チラシ、プログラム等の印刷代等
通信運搬費	郵送料、運搬料等
保険料	イベント保険の保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、備品の借用料等
備品購入費	競技用具等 ※原則借用以対応すること。ただし、事業執行に必要不可欠なもので、補助事業終了後も継続的に障害者のスポーツ参加の用に供すると認められるものに限り、購入を認めることがある。パソコンなどの私用に供されるものや、他の事業に転用されるとみなされるものは補助の対象外とする。 ※単価 2 万円（税込）以上のもの。補助対象経費の半額又は補助限度額の半額のいずれか低い額を 1 年間あたりの上限度額とし、この額を超えた額は、補助の対象外とする。

委託料	警備や会場設営の委託費等
手数料	振込手数料等 ※補助対象経費の支払い等に要するものに限る。

(4) 補助金の額

補助金の額は、申請者の自己負担額（経費から参加費などを差引いた額）と限度額 20 万円を比較して低い額になります。

※補助金の額は、審査の結果により減額となる場合があります。

【例】

収入	支出
参加費など (10万円)	補助対象外経費 (15万円)
自己負担額 (30万円)	補助対象経費 (25万円)

限度額 (20万円)

対象経費 > 限度額のため、補助金の額は、20万円となります。

収入	支出
参加費など (10万円)	補助対象外経費 (25万円)
自己負担額 (30万円)	補助対象経費 (15万円)

限度額 (20万円)

限度額 > 対象経費のため、補助金の額は、15万円となります。

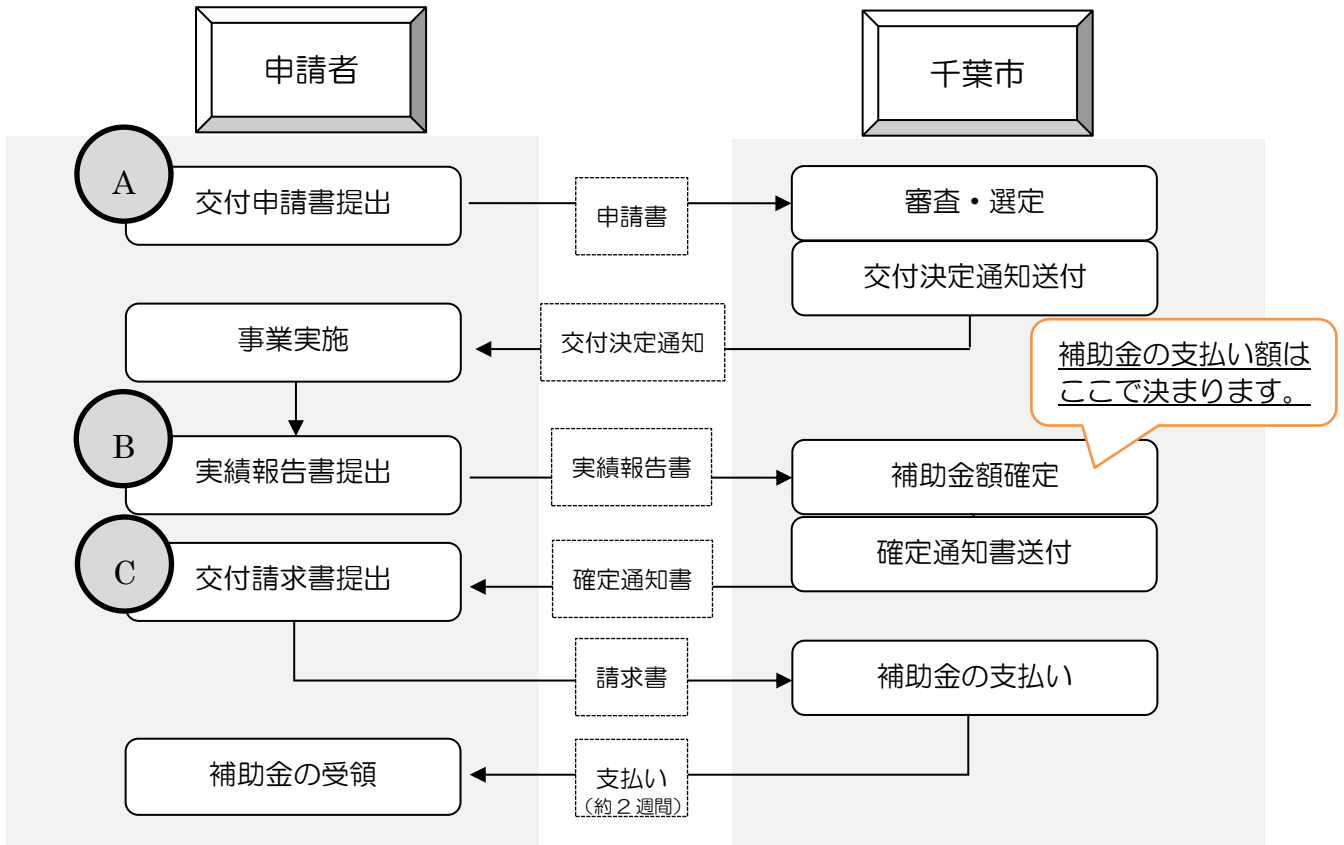
(5) 補助事業数

予算の範囲内で補助を行うため、年度ごとに補助事業数の上限があります。

申請の受付順に、市で審査の上補助金交付事業を決定するため、全ての申請が決定されるとは限りません。

申請の受理は、全ての書類が整い提出されたことをもって行いますので、提出の際は、不備のないよう注意してください。

(6) 申請書提出から補助金交付までの流れ



A 交付申請書提出

千葉市ホームページから申請書類をダウンロードし、作成してください。

① 提出書類

- ア 千葉市パラスポーツ振興補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第1号-付表1）
- ウ 収支予算書（様式第1号-付表2）
- エ 会則又は規約

② 申請時期

交付決定までの手続きに時間が必要なため、事業の開始の2週間前までにご提出ください。

③ 申請先

持参、郵送、電子メールで受付します。必要書類が整わない場合は審査対象外となりますので、申請前にご相談ください。電子メールで提出した場合は、原本を後で提出してください。

<持参する場合>

千葉市役所本庁舎 高層棟8階 スポーツ振興課

<郵送する場合>

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市役所 スポーツ振興課 パラスポーツ班 あて

<電子メールの場合>

sports.CIL@city.chiba.lg.jp
千葉市役所 スポーツ振興課 パラスポーツ班 あて

④ 口座情報の登録

補助金の交付決定対象となった団体は、補助金の振込先となる口座の情報を登録する必要があります。詳細は対象となった団体へ案内します。

※他の補助金や事業委託などで、すでに千葉市とのやり取りがあり、口座情報を登録している場合は不要です。

⑤ 記入例

様式第1号

令和〇年 〇月 〇日

千葉県パラスポーツ振興補助金交付申請書

(あて先) 千葉県

・代表者の職名も記載してください。
 ・押印を省略できる場合がありますので詳しくはお問い合わせください。
 ・押印する場合は、代表者の印を使用してください。また、訂正は、修正液を使わず、二重線を引き代表者の印で訂正してください。

申請者 所在地 千葉県〇〇区〇〇町1-2-3

団体名 ●●サークル

代表者名 代表者 千葉 花子

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可

千葉県パラスポーツ振興補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

団体設立年月日		平成30年12月1日		ホームページ	https://abc.html
構成員数(会員数)		20人(令和2年5月1日現在)		URL	
連絡 担当者	役職	代表者		住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇
	氏名	千葉 花子			千葉県〇〇区〇〇町1-2-3
	電話	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇		FAX	043-〇〇〇-〇〇〇〇
Email		●●●@〇〇.com			
団体の趣旨・目的・活動内容等		障害者の健康増進のため、週に1回2時間、ハーモニープラザ多目的室にて、ボッチャやバドミントンなどのスポーツを実施している。			
申請事業種別及びこれまでの申請回数		<input checked="" type="checkbox"/> パラスポーツ教室開催事業 (これまでの申請回数: 1回) <input type="checkbox"/> パラスポーツイベント開催事業 (これまでの申請回数: 0回) <input type="checkbox"/> その他市長が認めた事業 (これまでの申請回数: 0回)			
申請事業名		初心者のためのボッチャ体験教室			
申請事業の内容		普段スポーツをしていない障害者を対象に、1回あたり1時間半程度のボッチャ体験教室を年5回開催する。			
事業実施日(期間)		令和〇年10月3日(○曜日)、11月3日(○曜日)、11月22日(○曜日)、12月6日(○曜日)			
補助金交付申請額		200,000円			
千葉県暴力団排除条例に係る誓約(確認後チェック)		<input checked="" type="checkbox"/> 申請団体は暴力団※1ではありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等※2に該当する者がある団体ではありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 申請する事業は暴力団の利益になる事業ではありません。 <input checked="" type="checkbox"/> 申請書及び会員名簿に記載されている情報について暴力団排除のため、必要に応じ、千葉市が関係する官公庁へ照会する場合があることに同意します。			
添付書類		<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画書 <input checked="" type="checkbox"/> 収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 会則・規約・定款等			

※1 千葉県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。 ※2 千葉県暴力団排除条例第2条3号に規定する暴力団員等をいう。

千葉県パラスポーツ振興補助金 事業計画書

補助事業名は、様式第1号の「申請事業名」と同一としてください。

補助事業名	初心者のためのポッチャ体験教室
事業の趣旨・目的	普段スポーツをしていない障害者に対し、誰でもできるポッチャを体験することによって、身体を動かすことの楽しさを知ってもらい、健康増進に役立ててもらおうこと。
事業実施期間	令和〇年10月3日～令和〇年1月10日のうち5日
会場	千葉県ハーモニープラザ 1階 多目的室
事業内容 ※競技、内容、講師、参加対象者等 ※教室の場合、年間の計画も記入	競技：ポッチャ 内容：各回1時間半（内容は各回同じ）（予定） 初心者がポッチャを楽しく体験できるよう、ルールの習得から試合形式の体験までを3ステップで実施する。 ①「ポッチャを知ろう」：競技の主なルールなどを紹介 ②「ボールを投げてみよう」：コートに目標（フラフープ）を置き、それをめがけてボールを投げ、コントロールしてみる。 ③「ポッチャをやってみよう」：試合形式で実践 講師：△△ポッチャクラブから講師3名を招へい。講義、障害者のプレーのサポート、試合時の審判などをやってもらう ボランティア：◆◆大学の学生がサポートに入る。各回5人予定 参加対象者：障害者及びその家族や友人など 年間計画 令和〇年10月3日（○曜日）、11月3日（○曜日）、11月22日（○曜日）、12月6日（○曜日）の計〇回実施、いずれも13時30分から15時00分
実施スケジュール ※準備や周知等、事業に関するスケジュールについて記入	令和〇年8月～：準備（会場の予約、講師依頼、パンフレット作成など） 令和〇年9月～：ホームページに教室開催を掲出するとともに、障害者支援施設や特別支援学校にパンフレットを配布 「補助金の活用による効果」は、補助金を活用することで、どのようなプラスの効果があるのかを記載してください。
当該補助金の活用による効果	普段スポーツをしていない障害者がスポーツに親しみ、始めるきっかけとすることによって、スポーツ活動の習慣化となり、健康増進・社会参加につながる。 また、障害者のスポーツ活動への参加が促進され、その輪が広がることで、地域全体での障害者のスポーツ参加が一層進む。
参加者数（見込）	（障害者）各回10人×5回＝50人

事業内容は、できるだけ具体的に、詳細に記載してください。

	<p>* ●●クラブ所属者を除く (家族など) 各回 10 人×5 回=50 人 計 100 人 (予定)</p>	<p>申請時点で未定の部分 は、(予定)として記載 してください。</p>
<p>周知・広報の方法 ※特に、障害者の 参加を得るため の工夫</p>	<p>開催の 2 か月前ごろから、ホームページや SNS を活用するとともに、会場近 隣の障害者支援施設や特別支援学校にもパンフレットを配布。必要に応じて 個別に声掛け、説明も行う。</p>	<p>「周知・広報の方法」は、障害者の参加を募るために、団体とし てどのような方法・手段を用いるかを記載してください。 なお、交付決定した事業は、「ちばしパラスポーツコンシェルジュ」に情報提供します。</p>
<p>共催者・後援者 ・協賛者名等と その役割</p>	<p>(協力) ・△△ボッチャクラブ (役割) 講義、障害者のプレーのサポート、試合時の審判などをやらしてもらえ る方 3 名を招く。 ・◆◆大学ボランティアサークル (役割) 講師のサポート、障害者のプレーのサポートなどへの協力。</p>	
<p>その他、特記事項</p>		

※上記欄に記載しきれない場合については、別紙をご利用ください。(A 4 判縦、形式自由)

千葉県パラスポーツ振興補助金 収支予算書

団体名	●●サークル	事業名	初心者のためのポッチャ体験教室
-----	--------	-----	-----------------

1 収入

収入科目	金額 (円)	内訳
参加費(E)	5,000 円	100 円×10 人×5 回
その他(F)	5,000 円	寄付金
主催者自己負担(A)	213,500 円	●●サークルの予算から支出
収入総額(B)	223,500 円	※本補助金は計上しないこと

内訳には、積算方法がわかるように記入してください。

参加費は、申請する事業で集める参加費です。

その他は、申請する事業で集める負担金、寄付金・協賛金、広告料等です。

主催者自己負担は、主催者の持ち出し等です。支出総額から、参加費とその他収入を除いた金額になります。(A)=(D)-(E)-(F)

2 支出

支出科目	金額 (円)	内訳
報償費	120,000 円	講師謝礼、1 名あたり 8,000 円 3 名×5 回
旅費	25,000 円	学生ボランティア交通費、1 名あたり 1,000 円 5 名×5 回
消耗品費	12,000 円	名札 (100 円×100 個)、ラインテープ (2000 円)
印刷製本費	26,000 円	パンフレット：カラー印刷 (80 円×200 部) テキスト：カラー印刷 (50 円×2 枚×100 部)
通信運搬費	28,000 円	郵便代：140 円×200 部
保険料	7,500 円	各回 1,500 円×5 回
使用料及び賃借料	0 円	
備品購入費	0 円	
委託料	0 円	
手数料	0 円	
その他	0 円	
小計(C)	218,500 円	
経費 対象外		
食糧費	5,000 円	飲み物
支出総額(D)	223,500 円	

事業に必要な経費を支出項目ごとに記入します。

内訳には、具体的な内容とその金額の積算を記入してください。

過去の実績を反映させたり、見積もりをとったりするなど、金額の精査に努めてください。

補助対象経費

実績報告時に、補助対象経費すべてについて領収書等（領収書又はレシート）の写しが必要となります。

※収入総額(B)と支出総額(D)は同額であること。

3 交付を受けようとする補助金の申請額

200,000 円

この額を「千葉県パラスポーツ振興補助金交付申請書（様式第1号）」の「補助交付申請額」に記入します。

※補助対象経費(C)以内で、要綱に定める補助上限額又は主催者自己負担額(A)のいずれか低い額（千円未満切り捨て）

補助上限額は 20 万円で、この場合、(A)21.3 万円>上限 20 万円なので、低い額の 20 万円が申請額です。

<事業内容を変更する場合>

実際に変更を行う前に、「千葉市パラスポーツ振興事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）」を提出し、あらかじめ市の承認を受ける必要がありますので、変更が生じる場合には、市へ連絡しご相談ください。

（変更申請書の提出の必要な変更内容の例）

		変更申請書
日程の変更・場所の変更等	経費の配分の変更が20%以内	不要
	経費の配分の変更が20%超	必要
実施回数の大幅な変更 （複数回の中止や増加をする場合は事前にご相談ください）		必要
申請事業種別の変更 （教室からイベントへの変更、イベントから教室への変更）		必要
事業の中止・廃止 （新型コロナウイルス感染拡大防止などで、会場が使用できず、事業そのものを取りやめること）		必要

B**実績報告書提出**

補助事業終了後、事業実績を報告してください。事業計画どおりに実施されているか等を審査します。

審査の結果、補助金の額を確定し、「千葉市パラスポーツ振興補助金額確定通知書（様式第7号）」により通知します。

※審査により、交付額の減額や交付決定を取り消す場合もあります。

① 提出書類**ア 千葉市パラスポーツ振興補助金実績報告書（様式第6号）**

※補助金を充当して備品を購入した場合は購入備品使用状況報告書（別紙）を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して3年間、スポーツ振興課へ提出してください。

イ 収支決算書（様式第6号一付表）**ウ 補助対象経費に係る領収書等の写し**

- 補助対象経費となるもの全てについて領収書等（領収書やレシートなど）が必要です。
- 内訳の分かるものを添付し、決算書の記載順に貼付してご提出ください。
- 領収書の宛名は、補助対象団体名とし、ただし書きは、“品代”ではなく内容がわかるようにしてください。内容が不明の場合は、補助対象経費として認められない場合があります。
- レシートの場合は、余白に補助団体名を記入してください。
- 講師への謝礼など、個人に支払う経費も領収書等が必要です。受領書等を作成し、講師の受領印を押印してもらう等の対応も可とします。
- 出金伝票、請求書、納品書などを、領収書等の代わりとすることはできません。銀行振込などで領収書が発行されない場合は、振込明細の他に、請求書など支払い内容の分かる書類を添付してください。
- 自社の施設を会場として使用する場合など、どうしても領収書等が発行できないものについては、料金表など金額の妥当性が客観的に証明できる書類を添付してください。

エ 活動実績資料（チラシ・パンフレット、記録写真等）

- 当日の様子を記録した写真を必ず提出してください。
- 複数の日程で事業を開催した場合は、各日程の記録をしてください。
- チラシやパンフレット等の広報物を作成した場合は、現物を提出してください。

オ 千葉市パラスポーツ振興補助金交付決定通知書（様式第2号）（写し）**② 提出期間**

事業終了後30日以内 ※3月に実施する事業は、終了次第速やかに提出

③ 記入例

様式第6号

令和〇年〇月〇日

千葉県パラスポーツ振興補助金実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地 千葉市〇〇区〇〇町1-2-3

団体名 ●●サークル

代表者名 代表者 千葉 花子

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可

令和〇年〇月〇日付千葉市指令 第〇号により補助金の交付決定のあった下記事業が終了しましたので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

補助事業名	初心者のためのボッチャ体験教室
事業実施期間	令和〇年11月3日 ~ 令和〇年1月10日のうち5日
会場	千葉市ハーモニープラザ 1階 多目的室
事業内容 ※競技、内容、講師、参加対象者等 ※教室の場合、年間の実績も記入	<p>競技：ボッチャ</p> <p>内容：各回とも1時間半の中で、初心者がボッチャを楽しく体験できるよう、ルールの習得から試合形式の体験までを実施できた。</p> <p>①「ボッチャを知ろう」：競技の主なルールなどを紹介</p> <p>②「ボールを投げてみよう」：コートに目標(フラフープ)を置き、それをめがけてボールを投げ、コントロールしてみる。</p> <p>③「ボッチャをやってみよう」：試合形式で実践</p> <p>講師：△△ボッチャクラブから講師3名を招へい。講義、障害者のプレーのサポート、試合時の審判などをやってもらった。</p> <p>ボランティア：サポートとして、◆◆大学の学生に、各回5人参加していただいた。</p> <p>参加対象者：障害者及びその家族や友人など</p>

事業内容には、当日の内容だけでなく、事前の広報や事後のアンケートなど、事業全体の活動について記入してください。

	<p>実施内容</p> <p>令和〇年 8 月～：教室開催のための準備開始 ハーモニープラザ予約、講師依頼、パンフレット作成</p> <p>令和〇年 9 月～：当団体のホームページに教室開催を掲載するとともに、千葉市内の障害者支援施設 10 施設や千葉市内の特別支援学校（2 校）にパンフレットを配布</p> <p>10 月 3 日（○曜日） 11 月 3 日（○曜日） 11 月 22 日（○曜日） 12 月 6 日（○曜日） 令和〇年 1 月 10 日（○曜日）</p> <p>各回 13 時 30 分から 15 時 00 分まで実施 また、各会終了後、参加者にアンケート実施</p>					
<p>事業の成果</p>	<p>学校卒業後、スポーツから遠ざかっていた障害者が数多く参加した。そうした方々が身体を動かすことを習慣化できた。</p> <p>また、本人の気晴らしにもなり、家族からも満足している声が多数あった。参加者が新たに仲間を呼んで、回を重ねるごとに障害者の参加者数が増えていったことは、地域でのパラスポーツ普及に大きく貢献できたものと考えられる。</p> <p>参加者の中には、当団体へ加入し、継続的にスポーツ活動を行う方も出てきた。</p>					
<p>当該補助金の活用による効果</p>	<p>△△ボッチャクラブから講師を派遣していただいたことにより、ボッチャのルールをきちんと学ぶことができ、関係者にとっては、教わったルールをどのように説明したら人に教えることができるのかという学びの場にもなった。</p> <p>そこから、関係者が自身の施設に持ち帰ってボッチャを行うことができたことは、講師謝礼を用いて競技関係団体から講師を招いたことが、今後地域へのパラスポーツ普及につながっていくと考える。</p>					
<p>今後の課題</p>	<p>●●サークルの中で、ボッチャを教えられる人材を育成し、さらに参加者の人数が増えても対応できるようにしておく必要がある。</p>					
<p>参加者数 (人)</p>	<p>日程</p>	<p>障害者</p>			<p>その他</p>	<p>合計</p>
		<p>一般</p>	<p>当団体所属</p>	<p>小計</p>		
	<p>10/3</p>	<p>5</p>	<p>5</p>	<p>9</p>	<p>4</p>	<p>13</p>
	<p>11/3</p>	<p>6</p>	<p>4</p>	<p>10</p>	<p>5</p>	<p>15</p>
	<p>11/22</p>	<p>7</p>	<p>5</p>	<p>12</p>	<p>6</p>	<p>18</p>
	<p>12/6</p>	<p>8</p>	<p>4</p>	<p>12</p>	<p>7</p>	<p>19</p>
	<p>1/10</p>	<p>9</p>	<p>5</p>	<p>14</p>	<p>8</p>	<p>22</p>
	<p>合計</p>	<p>35</p>	<p>23</p>	<p>57</p>	<p>30</p>	<p>87</p>

事業の成果には、補助金の目的である「障害者のスポーツ活動参加の促進」に、どのような効果があったかを記入してください。

共催者・後援者 ・協賛者名等と その役割	(協力) ・△△ボッチャクラブ (役割) 講義、障害者のプレーのサポート、試合時の審判などをしてもら える方3名を招いた。 ・◆◆大学ボランティアサークル (役割) 講師のサポート、障害者のプレーのサポートなどへの協力。
特記事項	
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 収支決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 補助対象経費に係る領収書(写し) <input checked="" type="checkbox"/> 活動実績資料(チラシ・パンフレット、記録写真等) <input checked="" type="checkbox"/> 千葉県パラスポーツ振興補助金交付決定通知書(写し)

※欄に記載しきれない場合は、別紙をご利用ください。(A4判縦、形式自由)

※備品を購入した場合は購入備品使用状況報告書(別紙)を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して3年間提出してください。

千葉県パラスポーツ振興補助金 収支決算書

申請時の収支予算書に対する決算書を作成してください。予算立てをしていない支出が生じた場合には、補助対象経費に該当する支出項目であるかを確認してください。

団体名	●●サークル	事業名	初心者のためのポッチャ体験教室
-----	--------	-----	-----------------

1 収入

収入科目	金額 (円)	内訳
参加費	3,500 円	100 円×35 人
その他	5,000 円	寄付金
主催者自己負担(A)	12,000 円	●●サークルの予算から支出
補助金額	200,000 円	決算時は、補助金額は主催者自己負担(A)と別に記してください。
収入総額(B)	220,500 円	

収入総額と支出総額が同額になるようにしてください。

2 支出

	支出科目	金額 (円)	内訳
補助対象経費	報償費	120,000 円	講師謝礼、1 名あたり 8,000 円 3 名×5 回
	旅費	25,000 円	学生ボランティア交通費、1 名あたり 1,000 円 5 名×5 回
	消耗品費	11,500 円	名札 (100 円×100 個)、ラインテープ (1,500 円)
	印刷製本費	26,000 円	パンフレット：カラー印刷 (80 円×200 部) テキスト：カラー印刷 (50 円×2 枚×100 部)
	通信運搬費	28,000 円	郵便代：140 円×200 部
	保険料	5,000 円	各回 1,000 円×5 回
	使用料及び賃借料	0 円	
	備品購入費	0 円	
	委託料	0 円	
	手数料	0 円	
	その他	0 円	
	小計(C)	215,500 円	
経費対象外	食糧費	5,000 円	飲み物
	支出総額(D)	220,500 円	

経費と領収書等の金額が一致しているかよく確認してください。

※収入総額(B)と支出総額(D)は同額であること。

C

交付請求書提出

補助金の額が「千葉市パラスポーツ振興補助金額確定通知書（様式第7号）」により通知されたら、速やかに「千葉市パラスポーツ振興補助金交付請求書（様式第8号）」を提出してください。請求書が提出されてから、約2週間を目途に口座振込にて支給します。

※特に年度末の3月中に事業を実施する場合は、遅くともその翌月の4月中に請求書を提出できるよう準備をしてください。市の決算の締め切りがあるため、その時期を過ぎると支払ができなくなります。

① 提出書類

- ア 千葉市パラスポーツ振興補助金交付請求書（様式第8号）
- イ 「千葉市パラスポーツ振興補助金額確定通知書（様式第7号）」の写し
- ウ その他提出を求める書類

② 提出期間

「千葉市パラスポーツ振興補助金額確定通知書（様式第7号）」により通知された後速やかに提出してください。

※3月に実施する事業については、遅くとも4月末までに提出

③ 記入例

様式第8号

令和〇年〇月〇日

千葉県パラスポーツ振興補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地 千葉市〇〇区〇〇町1-2-3

団体名 ●●サークル

代表者名 代表者 千葉 花子

(※) 記名押印又は本人(代表者)が署名してください。
ただし、押印又は署名以外の方法により本人(代表者)からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可

令和〇年〇月〇日付千葉県達政オ調第〇号千葉県パラスポーツ振興補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉県補助金等交付規則第16条第1項の規定により、次のとおり請求します。

補助事業名	初心者のためのボッチャ体験教室
補助金の確定額	200,000 円
補助金の交付請求額	200,000 円
添付書類	(1) 千葉県パラスポーツ振興補助金額確定通知書の写し

市から送付される確定通知書に記された金額を記してください。
「補助金の確定額」と「補助金の交付請求額」はイコールになります。

2 帳票類等の保管

補助金交付決定事業に係る経費の収入支出を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、事業完了後5年間保管してください。

必要に応じて書類や帳簿の提出をお願いする場合があります。

3 Q & A

【対象団体・事業について】

質問	回答									
【パラスポーツ教室開催事業】と【パラスポーツイベント開催事業】の違いはありますか？	<p>実施回数、参加人数で区分しています。 なお、申請書類には年間の計画を記載してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>回数</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教室</td> <td>年4回以上</td> <td>①1回あたり、障害者5人以上の参加があるもの。 または、 ②年間で障害者20人以上の参加があるもの。 (ただし、各回の障害者の参加者は最低3人以上としてください。)</td> </tr> <tr> <td>イベント</td> <td>年1回以上</td> <td>1回あたり、障害者10人以上の参加があるもの。</td> </tr> </tbody> </table>	事業	回数	参加人数	教室	年4回以上	①1回あたり、障害者5人以上の参加があるもの。 または、 ②年間で障害者20人以上の参加があるもの。 (ただし、各回の障害者の参加者は最低3人以上としてください。)	イベント	年1回以上	1回あたり、障害者10人以上の参加があるもの。
事業	回数	参加人数								
教室	年4回以上	①1回あたり、障害者5人以上の参加があるもの。 または、 ②年間で障害者20人以上の参加があるもの。 (ただし、各回の障害者の参加者は最低3人以上としてください。)								
イベント	年1回以上	1回あたり、障害者10人以上の参加があるもの。								
パラリンピアンを呼んでの講演会は対象ですか？	<p>講演会や大会観戦のみの場合など、身体を動かす活動がないものは対象外となります。 身体を動かす活動を含む取組みを申請してください。</p>									
サークルの日ごろの練習は対象ですか？	<p>団体の会員が講師となって、会員以外の障害者に参加を呼びかけ、スポーツ教室や体験会を行う場合などは対象となります。 したがって、日ごろの練習などの「参加する障害者が、事業に関わる団体の会員や構成員のみである等、限られた活動」は補助対象外です。</p>									
障害者支援施設を運営しているが、利用者に向けた活動は対象ですか？	<p>外出等に困難を伴う場合などは、利用者に向けた活動も対象とします。 ただし、すでに施設で実施しているスポーツ活動などをそのまま申請するのではなく、新たなスポーツを取り入れる・実施回数を増やすなど運動の機会が増えるような場合のみとします。 また、本補助金を活用する際は、運営に係る補助金等を充てずに行い、本来提供すべき福祉サービスを確保したうえでの活動をお願いします。 (就労系の事業所では労働時間の確保など)</p>									
営利目的とはどのように判断されますか？	<p>入会を参加の条件とした教室や体験会などは対象外となります。</p>									

質問	回答
教室とイベントを両方申請する場合は、どのようにしたらよいですか？	メニューが別なので、それぞれの事業で申請が必要です。
2つの競技の教室を申請することはできますか？	可能です。 ただし、合算して1つの申請として扱うため、限度額は合計で20万円となります。事業計画、収支予算についても合算して記載し、最初の教室の開催前に申請してください。
障害者の参加者数はどのように把握すればよいですか？	参加者募集の際に手帳や受給者証等の有無を確認するなどして人数の把握に努めてください。
千葉市外の障害者も参加してもらうことは可能ですか？	可能です。

【審査について】

質問	回答
審査はどのように行われますか？	書類審査になります。プレゼンテーションは予定していません。
審査の順番はどうなりますか？	原則として申請の受付順に審査を行います。

【周知について】

質問	回答
実施事業に関する障害者向けの広報を協力してもらえますか？	事業の周知は申請者が自主的に行ってください。 なお、交付決定された事業は「ちばしパラスポーツコンシェルジュ」へ情報を提供します。 《ちばしパラスポーツコンシェルジュ》 障害者一人ひとりの障害の種類・程度に応じたスポーツの紹介やサークル活動へのマッチングをするほか、教室、体験会やイベントの案内を行っています。

【対象経費について】

質問	回答
補助金の支払い時期はいつですか？	請求書の提出後、概ね2週間後の支払いになります。
講師への謝礼の基準額などはありますか？	講師や団体と調整して決めていただいても構いません。ただし、補助の上限は講師1人あたり3万円までとしていますので、差額分は団体の自己負担になります。
講師に対する旅費を別に支払うことができますか？	別に計上することはできません。謝金に含むものとしてください。
ボランティアとして参加いただいた方への謝礼は対象になりますか？	ボランティアへの謝礼は対象となりません。交通費相当額が補助対象となります。
どういった場合に備品の購入が認められますか？	備品は原則借用で対応してください。ただし、事業の執行に必要不可欠なもので、事業終了後も継続的に障害者のスポーツ参加のために使用されることが見込まれる場合に限り、購入費を認めることがありますので、事前にご相談ください。 また、購入した備品は、事業終了年度の翌年度から起算して3年間、使用状況を報告していただきます。
購入備品使用状況報告書（別紙）は、いつまでに提出したらよいですか？	補助事業が終了した年度の翌年度から起算して3年間、1年間の使用状況について翌年度の5月末日までに提出してください。

【天災や感染症のまん延などによる事業の変更について】

質問	回答
天災や感染症のまん延などにより予定していた回数の教室が実施できなかった場合や、予定より多く実施した場合はどうなりますか？	<p>規定の回数や人数（3ページ）に満たない場合は、補助の対象とはなりません。実施できない可能性がある場合は、日程の変更などを検討してください。</p> <p>また、予定より多く事業を実施した場合でも、申請時（交付決定時）からの増額は行いません。</p> <p>なお、日程や会場が変更になったり、未定だったものが確定したりした際は、市へ連絡してください。</p>
天災や感染症のまん延により、予定していたイベント等がすべて実施できなかった場合は、準備してきた経費はどうなりますか？	<p>実績報告をもとに助成を行うため、イベント等が開催できなかった場合、準備にかかる費用も対象外となります。物品の購入をできるだけ直前に行うなど、柔軟に対応できるよう準備をしてください。</p>

【その他】

質問	回答																		
講師を紹介してもらうことはできますか。	<p>千葉市内で活動している障害者スポーツ団体やサークルの情報は、「ちばしパラスポーツコンシェルジュ」にお問い合わせください。</p> <p>（場 所）千葉市ポートアリーナ 3階 （千葉市中央区問屋町 1-20） （電 話）043-312-0605 （メール）paraspo-con@chibacity.spo-sin.or.jp</p>																		
パラスポーツの備品を借用することはできますか？	<p>千葉市内の体育館で、競技用車いす、ボッチャセットなどを貸出しています。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>中央区</td> <td>千葉ポートアリーナ</td> <td>TEL 043-241-0006</td> </tr> <tr> <td>花見川区</td> <td>花島公園体育館</td> <td>TEL 043-286-8825</td> </tr> <tr> <td>稲毛区</td> <td>宮野木スポーツセンター体育館</td> <td>TEL 043-258-9690</td> </tr> <tr> <td>若葉区</td> <td>みつわ台体育館</td> <td>TEL 043-287-3730</td> </tr> <tr> <td>緑区</td> <td>古市場公園体育館</td> <td>TEL 043-265-3005</td> </tr> <tr> <td>美浜区</td> <td>高洲スポーツセンター体育館</td> <td>TEL 043-279-9235</td> </tr> </tbody> </table> <p>詳しくは、千葉市ホームページにて「パラスポーツ競技用具」と検索し、内容を確認してください。</p>	中央区	千葉ポートアリーナ	TEL 043-241-0006	花見川区	花島公園体育館	TEL 043-286-8825	稲毛区	宮野木スポーツセンター体育館	TEL 043-258-9690	若葉区	みつわ台体育館	TEL 043-287-3730	緑区	古市場公園体育館	TEL 043-265-3005	美浜区	高洲スポーツセンター体育館	TEL 043-279-9235
中央区	千葉ポートアリーナ	TEL 043-241-0006																	
花見川区	花島公園体育館	TEL 043-286-8825																	
稲毛区	宮野木スポーツセンター体育館	TEL 043-258-9690																	
若葉区	みつわ台体育館	TEL 043-287-3730																	
緑区	古市場公園体育館	TEL 043-265-3005																	
美浜区	高洲スポーツセンター体育館	TEL 043-279-9235																	